

重点的に取り組んだ活動・内容

項 目	実 践 状 況
1 実践1 【人権週間、 人権教室】	・ 9月11日から15日まで、厚生労働省が定める「自殺防止週間」に合わせて人権週間を実施した。茨城県人権教育室から視聴覚教材を借用し、視聴、意見交流等を行った。 ・ 12月19日、人権擁護委員の方に来ていただき、3年生でいじめをテーマとした人権教室を実施した。 成果 ・ 各学年の課題や発達段階に合わせたテーマ（いじめ、人権とは、情報モラル等）で人権について考え、自分自身や周りの人との関わり方などについて見つめ直す機会を設けることができた。 ・ 人権教室によって、児童たちが、「いじめをしてはいけない」ということはもちろんのこと、「いじめられたら知らせる」「いじめをみたら知らせる」等、様々な立場からいじめとの向き合い方について考えることができた。 課題 ・ 今年度3学年で人権週間の際に視聴した教材と、人権教室で使用された教材が、たまたま重なってしまった。取組がより効果的に実施されるためにも、人権教室を実施する年度は、他の学習活動で使用する教材の選択に注意したい。 ・ 人権擁護委員の方に来ていただいたことで、児童がいつにも増して気を引き締めて人権問題と向き合う姿が見られた。一方で、日頃児童とふれ合っている教員だからできる指導もあり、人権教室後の継続した指導こそが重要であると感じた。
2 実践2 【職員研修】	・ 職員研修で、人権問題啓発映画「ホーム」、性的マイノリティへの理解を深める動画を視聴し、意見交流を行った。 成果 ・ 同和問題（部落差別）、障がい者差別、外国人差別、性的指向及び性自認（L G B T+等性的マイノリティ）による差別について学び、教員として差別をしない、児童にもさせないという意識を一層強固にすることができた。 ・ 動画の中で「性的マイノリティとされる人は13人に1人いる」と話されており、職員の中からも「相談を受けたことがある」という声上がるなど、多様な性の在り方を身近に感じる事ができた。 課題 ・ 児童から性的マイノリティに関する相談を受けた際の対応について、「アウティングを絶対にしてはいけない」という意識を共有することはできたが、今後はさらに、実際に相談された場合を想定したロールプレイング、相談窓口などの関係機関の紹介等、より実践的な研修を行っていく必要がある。